

平成22年3月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成22年3月4日

○出席議員 16人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君	10番 児 安 利 之 君
12番 板 橋 甫 君	13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君
15番 水 野 正 美 君	16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君
18番 末 吉 定 夫 君		

○欠席議員 2人

7番 岩 瀬 義 信 君 11番 高 橋 秀 男 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君 議 事 係 長 玉 田 忠 一 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

開 議

平成22年3月4日（木） 午前10時00分開議

○副議長（八代一雄君） ただいま出席議員は16人で定足数に達しておりますので、議会はここに成
立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○副議長（八代一雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、忍足邦昭議員の登壇を許します。忍
足邦昭議員。

〔2番 忍足邦昭君登壇〕

○2番（忍足邦昭君） 議席番号2番の忍足邦昭でございます。私は、市民の方々の声をもとに、市
民の視点に立って、さきの通告に従いまして、次の6項目について質問いたします。なお、質
問に対する市長の前向きで、かつ明快なご答弁を期待するものであります。

まず、第1項目の財政問題について伺います。現在、我が国の経済情勢は、いわゆるサブプ
ライム問題及びリーマンショックによる金融危機の影響がいまだに尾を引いており、依然とし
て先行きの見えない状況であります。

このような極めて厳しい社会経済情勢の中で、国の財政はもとより、地方財政においても少
なからず影響を受けるものと考えられます。そして、我が勝浦市においては、今後、どのよう
な影響を受けるのか、また、市民生活に大きな支障を来すことなく対応していけるのかどうか、
大きな懸念を抱かざるを得ないのであります。

そこで、まず本市の財政状況はどのようになっているのか、次の3点について伺います。

第1点目は、平成20年度決算及び平成21年度決算見込みについてであります。平成20年度決
算における各種数値を見てみますと、おおむね前年度よりも若干改善されているようですが、
これはどのようなことが要因と考えておられるのか。また、平成21年度決算見込みと各種財政
指標はどのようになるのか伺うとともに、市長はこのような財政状況を見て、どのように受け
とめ、そしてどのように評価されているのか、伺うものであります。

第2点目は、平成22年度予算編成についてであります。

まず、編成に当たっては、当然、現状を十分見極めた上で行ったことと思いますが、どのよ
うな方針に基づいて対応されたのか、改めて伺います。

そして、第4次実施計画、財政健全化計画及び行政改革大綱2005等々、各種計画との整
合性はどのように図られたのか、伺うものであります。

さらに、平成21年度末見込みで第4次実施計画、財政健全化計画及び行政改革大綱2005
等各種計画の進捗状況はどのようになるのか、伺います。

第3点目は、今後の財政見通しについてであります。平成17年10月に策定された勝浦市財政健全化計画によりますと、平成22年度末には累積赤字が標準財政規模の20%を超え、財政再建団体へ転落する可能性があるとの推測しております。ちなみに、現状の財政的な数値や指標を見てみますと、平成20年度決算の数値だけ見れば、数字上はやや改善されたように思われますが、これは一時的なものであり、この状況が今後も続くという保証はどこにもなく、国の強力な財政的支援策等が講じられない限り、依然として非常に厳しい状況が続くものと思われます。そこで、このような現状を踏まえて、現在想定できる今後5年ないし10年間の財政収支見通しはどのようなになるのか、伺いたいと思います。

次に、第2項目の新勝浦市総合計画策定について伺います。現在の勝浦市総合計画が平成22年度で終了することから、新たな総合計画策定の準備が進められているものと思われます。そこで、次の2点について伺います。

まず第1点目は、新総合計画策定に当たり、これまでに各種準備作業を実施されてきたと思いますが、この経緯と内容について伺うものであります。

第2点目は、計画の基本となる基本構想について、現時点で想定される内容はどのようなものになるのか、その概要について伺います。

次に、第3項目の市内循環バスの運行拡充について伺います。本市の市内循環バスは、平成15年4月から市民バスふれあい号の1台で本運行が開始され、さらに平成18年5月からはスクールバスなかよし号を兼用して、市民の利便性の向上が図られてきたところであります。しかしながら、まだまだ市民の要望が満たされず、不便を強いられている地域が多数あることも事実であります。

そこで、次の2点について伺います。

第1点目は、上野地区での運行経路のうち、中島地先から上野小学校入り口を経て植野坂上までの県道区間については、現在運行されていませんが、これはどのような理由からなのか、伺うものであります。

第2点目として、このほか本議会でも過去に何度も問題提起されている上大沢地区を初め、交通不便地域解消のため、今後、市としてどのような施策を講じていく考えがあるのか、伺うものであります。

次に、第4項目の（仮称）市民文化会館建設計画について伺います。（仮称）市民文化会館については、現在、建設基本構想、基本計画が策定され、建設に向けてスケジュールを立てていることと思われます。そこで、次の3点について伺います。

第1点目は、最終的な計画の中で、建物の建設位置、本体の規模、構造、また、駐車場の収容台数等、その概要についても改めて伺いたいと思います。

第2点目は、建設費の総額と財源内訳、建設後のランニングコスト、及び当該事業に充当する市債の元利償還計画はどのようなものになるのか、伺うものであります。

第3点目は、今後の具体的な建設スケジュールはどうなるのか。また、供用開始はいつごろを想定しているのか、伺います。

次に、第5項目の環境問題について伺います。本市におけるまちの清潔保持、環境美化を目的として勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例が平成15年4月より施行され、現在に至っております。そこで、当該条例の運用状況について、次の2点について伺います。

第1点目は、当該条例の施行以来、各種規制の対象となっている行為について、施行前と比較してどのような状況の変化が見られたのか、伺うものであります。

第2点目は、その状況の変化を評価して、効果、または改善点としてはどのようなことが考えられるのか、伺いたいと思います。

最後に、第6項目の市有地の適正管理について伺います。市の所有する行政財産及び普通財産に関しましては、市当局におかれましては適正に管理されていることと思います。そこで、次の2点について伺います。

第1点目は、行政財産及び普通財産のうち、個人または法人、及び各種団体等に対する貸付状況について、その内容を具体的に伺いたいと思います。

第2点目は、貸付先として宗教法人等に貸し付けしているものがあるのかどうか、伺うものであります。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○副議長（八代一雄君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの忍足議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、財政問題についてお答えいたします。

1点目の平成20年度決算及び平成21年度決算見込みの状況についてであります。平成20年度決算につきましては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が95.8%で、前年度より3.7ポイント改善いたしました。その要因につきましては、1点目が特別土地保有税の徴収猶予取り消しによる賦課決定に伴い、約1億3,700万円の納付があり、市税収入が平成19年度に比べ、約1億3,100万円増収となったことであります。

2点目は、普通交付税が平成19年度に比べ、約1億6,000万円増額されたことが要因であります。また、このことは実質単年度収支が平成19年度、約2億4,000万円の赤字から、平成20年度は約2億9,500万円の黒字となった要因でもあります。

次に、平成21年度の決算見込額であります。議決いただきました一般会計補正予算（第5号）を含む予算額77億8,195万3,000円に、平成20年度からの繰越事業である定額給付金交付事業及び地域活性化・生活対策臨時特例交付金事業費等を合わせた歳入が約80億7,200万円、歳出で78億5,900万円が決算見込額となります。平成21年度の決算見込額をもとにした経常収支比率の見込みは96.7%で、平成20年度に比べ0.9ポイント悪化する見込みであります。

しかしながら、財政調整基金に約1億9,500万円積み立てつつ、実質単年度収支は約1億円の黒字が見込まれます。

次に、平成20年度決算及び平成21年度決算見込みの状況を踏まえて、どのように評価するのかというご質問であります。財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、2カ年の決算及び決算見込みの状況を踏まえますと、歳入面では、平成19年度に比べ地方交付税が増額され、また、平成20年度に特別土地保有税の徴収猶予取り消しによる納付があったことが大きな要因であると考えます。

地方交付税につきましては、国の施策の動向に左右されることから、地域経済が厳しい状況にありますが、市税の確保に引き続き努力する必要があると考えます。

また、歳出面でも、人件費を初めとする経常経費のさらなる節減・合理化に努力する必要が

あると考えます。

次に、平成22年度予算編成について申し上げます。

まず、予算編成方針につきましては、地方経済の低迷による市税収入の落ち込みが見込まれるとともに、歳出予算では、少子高齢化の進展に伴う社会保障費等の義務的経費の増額が見込まれる厳しい状況ではありますが、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第4次実施計画の最終年度として、勝浦中学校の耐震補強大規模改修事業及び（仮称）市民文化会館建設事業の着手など、総合計画に掲げる事業を重点に予算を配分するとともに、事業の緊急性や効果の高い事業に対して、効率的な予算配分を行うことを方針といたしました。

次に、新年度予算編成と勝浦市総合計画との整合性についてであります。先ほど申し上げましたとおり、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第4次実施計画の最終年度として、計画事業の実施とあわせ、勝浦市財政健全化計画の目標である健全財政の維持・向上及び勝浦市行政改革大綱2005の取り組みを徹底し、市税等の確保とともに、経常経費のなお一層の節減・合理化に努めることを基本に、予算編成を行いました。

次に、第4次実施計画、勝浦市財政健全化計画及び勝浦市行政改革大綱2005の進捗状況であります。初めに、第4次実施計画の進捗状況についてお答えいたします。

第4次実施計画は、平成21年度と平成22年度の2カ年の計画であり、平成21年度の計画事業費は16億5,175万8,000円で、予算額ベースで申し上げますと、108.0%の進捗となります。

また、平成22年度の計画事業費は17億3,855万2,000円で、これに対する当初予算額ベースで申し上げますと、121.0%の計上となっております。

次に、勝浦市財政健全化計画につきましては、平成18年度から平成22年度までの歳入確保の目標総額7億2,800万円に対して、平成21年度の決算見込みを含めた4年間の歳入確保額は2億7,953万5,000円で、進捗率38.4%と見込んでおります。

歳出の削減であります。5年間の目標額2億4,500万円に対し、4年間の削減額が1億8,120万3,000円で、進捗率74%であります。

次に、勝浦市行政改革大綱2005の進捗状況であります。この実施計画期間は、平成22年度までとなっております。平成21年度末までの目標に対しての進捗状況は、約84%と見込んでおります。

次に、今後5年ないし10年間の財政見通しについてであります。歳入面では、市の歳入の根幹である市税及び地方交付税のいずれも、我が国の今後の経済情勢や国税・地方税の税制改正に大きく左右されますので、その動向に注意を払う必要があります。

また、政府では、平成22年度予算で、子育て、雇用、環境及び科学技術に重点を置く主要施策を講じ、新成長戦略を推進するとしております。

この成果と地方自治体をめぐる情勢に注意を払いながら、歳出面では、平成23年度からの勝浦市新総合計画のビジョン、施策と連携した事業を展開する必要があり、これを踏まえ、歳入と歳出を連携させた中・長期の財政見通しを早期に策定していきたいと思っております。

次に、新勝浦市総合計画策定についてお答えいたします。

1点目の次期総合計画策定に当たり、準備作業の経緯と内容についてであります。現在まで、これからのまちづくりにおける現状の把握や計画課題の抽出・分析、また市民のニーズ調査や意見の取りまとめ等の作業を進めてまいりました。

まず、現行計画の各分野の現状や課題の分析、人口動態や経済動向などについて、統計資料をもとに分析を進めるとともに、庁内に作業部会を組織し、今後のまちづくりについて検討しております。

また、次期総合計画策定に当たり、市民の意見を取り入れた計画づくりを目指し、市内11団体に対してヒアリングの実施や市民参画による市民提案会議、いわゆるワークショップを実施し、まちづくりの提案をいただきました。

一方、アンケート調査としては、市職員全員に対し行うとともに、満20歳以上の市民の中から2,000人を無作為抽出し、郵送による方法や、首都圏の都市住民1,000人を対象にインターネットを利用したアンケート調査を実施いたしました。

2点目の基本構想の概要についてでございますが、ご承知のように、基本構想は市の最上位計画として市の将来像を描き、その実現に向かって市民と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針であります。

現在、これまでの作業結果をもとに検討中ではありますが、勝浦市の特性やまちづくりの課題、社会潮流などを踏まえ、まちづくりの基本理念、まちづくりの将来都市像、将来都市像の実現に向けた施策の大綱を構想の中心として基本構想を定めてまいりたいと考えております。

したがいまして、ご質問の基本構想の概要につきましては、現時点で示せる段階ではありません。

次に、市内循環バスの運行拡充についてお答えいたします。

1点目の中島地先から植野坂上までの県道区間について、運行されない理由についてのご質問でございますが、市民バスの運行に当たっての本市の基準につきましては、駅から半径1キロメートル以上離れている地域、またはバス停から半径500メートル以上離れている地域を公共交通不便地域と位置づけをしております。この公共交通不便地域で、既存バス路線の運行状況から見て、特にバス利用が困難な地域で、人口の集積や高齢者の比率などを基準に、大森、古新田、台宿、南山田、興津久保山台及び大楠を公共交通不便整備地区として、現在、優先的に市民バスを運行しております。

ご質問の中島地先から植野坂上までの間につきましては、路線バスが運行されており、この対象区域とはなっていないことから、現在、市民バスは運行されております。

2点目の上大沢地区のほか、多くの交通不便地域の解消策について、どのように考えているかのご質問でございますが、上大沢地区の運行につきましては、勝浦警察署との協議の中で、大型車の通行制限等の規制はないものの、道路幅員が狭いため、対向車とのすれ違いができないなど、運行には難があるとの見解でありました。

また、小湊鉄道にも協議いたしましたが、道路運送法に基づく千葉運輸支局へ認可申請を行うに当たり、道路が狭隘であるため、対向車等に対する待避所、バス回転場及びバス停留所設置等に対する安全上の問題が多いため、認可申請を行えないとの見解が示されており、現時点では当該地区へのバスの運行は困難であると判断しております。

なお、交通不便地域の解消策については、今後も財政上の問題等も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、環境問題についてお答えいたします。

1点目の勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の施行以来、各種規制の対象となっている

行為について、その後、どのような状況の変化が見られたかのご質問であります。同条例は平成15年4月1日に施行し、第3条で投棄行為等の禁止について、いわゆるポイ捨て行為等の禁止を規定し、また、第9条で清潔の保持、第10条で散乱等の防止についてを規定しております。

また、第17条で管理者の責務として、空き地及び空き家の適正管理についてを規定し、第23条で自動車等の放置行為の禁止等についてを規定しております。

また、第15条で犬の飼養者の責務を、第16条では愛玩動物等の飼養者等の責務として、飼養する動物等の適正な管理についてを規定しておりますが、この条文につきましては規制するものではなく、努力義務としております。

条例の施行に合わせて、同条例の概要版を全世帯に配布し、その周知に努めたところでありますが、今、各条項の禁止事項を守らない者もいることは残念に思われます。

2点目の、その状況の変化をどのように評価しているか、また、その効果及び改善点としてはどのようなことが考えられるかのご質問であります。市民におきましては、条例施行前までは市民個々で対応していたものが、行政が介入することで個人間のトラブルが抑制されていると考えますが、投棄行為等の禁止について及び空き地等の管理につきましては、通報及び相談件数におきましては、条例施行前とほぼ横ばいという傾向と考えております。

ポイ捨てごみについては、ここ数年、減少傾向にあります。特に車によると思われるポイ捨て行為は多く見受けられるところであります。

その対策等につきましては、啓発看板及び不法投棄防止フェンス等の設置により防止に努めているところであります。

また、空き地等の管理につきましては、土地所有者等が市外居住者であることが多く、適正に管理することの機会が少ないことが要因の一部と考えられますので、条例の周知と啓蒙に鋭意努力しているところであります。

次に、市有地の適正管理について申し上げます。行政財産及び普通財産のうち、個人または法人及び各種団体等に対する貸付状況であります。行政財産につきましては、地方自治法第238条の4及び財務規則第214条の規定に基づく、用途または目的を妨げない限度での使用許可はありますが、貸し付けはございません。

普通財産につきましては、平成21年12月末現在で、地方自治法第238条の5第1項及び財務規則第216条に基づき、賃貸借契約により有償で貸し付けているものが合計26件で、貸付金額の合計は268万3,664円、面積は1万7,181.7平米であります。

貸付先は、千葉県並びに法人が11法人、法人と個人への共同貸付1件、個人が9名であります。

また、地方自治法第238条の5第1項及び財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例等の規定により、普通財産の無償貸付を行っているものは15件で、面積の合計4万2,408.98平米、貸付先につきましては、千葉県、夷隅郡市広域市町村圏事務組合及び公共的団体として協同組合が1組合、財団法人及び特殊法人等3団体、社会福祉法人2団体、文化団体1団体、地方自治法第260条の2に定める地縁団体が1団体であります。

なお、ただいま申し上げましたとおり、貸付先には宗教法人はございませんが、地縁団体への貸付用途が神社用地となっているものが1件あります。

以上で忍足議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、(仮称)市民文化会館建設計画につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○副議長（八代一雄君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの忍足議員の一般質問に対し、お答えいたします。

1点目の建物の建設位置、規模、構造及び駐車場の収容台数等についてであります。最初に建設位置について申し上げます。既存施設の敷地のどこに配置するかということにつきましては、周辺住民等に与える日照問題等に十分配慮するとともに、駐車スペース等を含めて、施設を利用しやすい配置となるよう、基本計画の段階で検討し、決定したいと考えております。

次に、規模であります。延べ床面積は2,400平方メートル程度を予定しております。

施設の概要について主なものを申し上げますと、ホール客席は550席程度とし、多目的利用を図るため、一部可動式客席を採用して、500平方メートル程度の平面空間を確保します。

また、100人程度を収容できる会議室を兼ねた音楽練習室は、収納式ステージと音響設備を備え、小規模な音楽発表会等にも利用できる上、間仕切りによって小中会議室として利用できる等、限られた面積の中でその他の各部屋も極力多目的に使用できるように考えております。

次に、建物の構造であります。鉄骨鉄筋コンクリートづくりで、ホールの関係から少なくとも一部は2階建て以上の建物になるものと考えております。

次に、駐車場の収容台数であります。建物の配置位置が決定しておりませんので、具体的な収容台数はお示しできませんが、バスなどの大型車両も考慮し、駐車スペースの確保に努めてまいります。

2点目の建設費総額と財源内訳、建設後のランニングコスト及び当該市債の償還計画の見込額について申し上げます。

建設費の総額は、解体及び建築設計費等、地質調査費、解体工事費、建築工事費、外構工事費、備品類等購入費を含めて、総額約14億9,000万円を見込んでおります。

この財源内訳につきましては、まちづくり交付金が(仮称)社会資本総合交付金に統合されても、おおむね事業費の4割が交付された場合、約5億8,300万円、市債で約6億1,500万円、基金繰入金で約1億5,000万円、一般財源で約1億4,200万円を見込んでおります。

次に、建設後のランニングコストであります。これまでの施設と比べて空調を初め機械設備関係が大幅に増えることから、ランニングコストの増加が見込まれます。一般的には、この種の施設では床面積1平方メートル当たり1万円とも言われ、したがって、概算ではありますが、年間2,400万円程度と予想しております。

次に、市債の償還計画であります。起債予定額は、まちづくり交付金が(仮称)社会資本整備総合交付金に統合されても、おおむね事業費の4割が交付された場合の起債予定額の総額として約6億1,500万円で、平成22年度が約2,500万円、平成23年度が約4億3,700万円、平成24年度が約1億5,300万円であります。

財政融資資金で充当率75%と上積み分として県振興資金で70%を予定しております。

償還期間につきましては、財政融資資金が約4億9,900万円で、償還期間は3年据え置き20年償還、県振興資金につきましては、起債予定額1億1,600万円で、2年据え置き12年償還であります。

償還金額でございますが、現行の借り入れ条件等を参考にして算出すると、その総額は約7億2,200万円となります。平成24年度までは利子のみの償還で、平成25年度より元利償還となり、平成44年度までが償還期間となります。

3点目の今後の建設スケジュール及び供用開始時期についてであります。最初に今後の建設スケジュールについて申し上げます。平成22年度は設計業務、地質調査業務及び既存施設の解体工事を予定しております。なお、解体工事費については、9月市議会定例会にて予算の計上を考えております。

10月以降に工事に着手し、平成23年3月末までに完了させる予定であります。

なお、本体工事は平成23年度から平成24年度中旬までの約1年半を建設工事期間として、平成24年8月末に竣工、10月の供用開始を目途に考えております。

以上で忍足議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（八代一雄君） ほかに質問はありません。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。まず、財政問題についてありますけれども、平成22年度の予算編成に当たりまして、国の地方対策、いろいろな措置がされておりますけれども、それによる本市への影響は、どういう影響が考えられているのか、そしてその影響額はどの程度あるのか、金額でお答えいただきたいと思います。

また、これは実績でありますけれども、第4次実施計画を含めて、基本計画全体に対する執行状況、これは10年間、この執行状況見込みはどうなるのか、伺いたいと思います。

また、財政健全化計画、行政改革大綱2005の最終的な目標達成が可能なのか、この点も伺いたいと思います。

今後の財政見通しについてでございますけれども、これから計画をつくっていくという話ですけれども、そもそも、この財政計画というのは、常にこれから先、5年先、10年先というのはつくって、手元に置いておかなきゃいけない。そこで、毎年それをローリングして、この先5年、10年というものを見通していくのが常識ではないかと思うんですが、それをいまだにつくられてないということは、どういうことなのか、この辺の見解を伺いたいと思います。

次に、新勝浦市総合計画の策定についてでありますけれども、先ほどご答弁いただきましたが、市内の11団体にヒアリングを行ったと。その11団体というのは、どのような団体なのか、具体的に伺いたいと思います。

基本構想については、現在、検討中のため、今は示せないということですが、勝浦の将来について、こういうふうにしなけりゃいけないという市長なりの構想というのは常に持っておられると思うんですね。これはいろいろな市民、いろんな団体の意見を聞いて決めるということですが、市長個人として、どのような構想、勝浦をどういうふうにするのかというものをお聞かせいただければと思って質問したわけですが、そういうのがあれば、再度お聞きしたいと思います。

現在の総合計画の最終年度として、平成22年度予算を編成されたわけですが、そうしますと、一応、10年間の予算化というのが、とりあえず済んだわけですが、この10年間の計画期間を振り返って、市長は現計画の執行状況について、どのように受けとめられて、また、どのように評価されておられるのか、伺いたいと思います。

また、前回の総合計画策定に際しましては、各地域に市のほうから赴いて、地域の生の声を

聞いて、計画に反映させるべく、市民懇談会というのを開催したと思いますが、今回はどうしてそのような対応をされないのか、伺いたいと思います。

この新計画を策定するに当たりまして、全体的に準備期間をもう少し長くにとって、もう少し早目に準備を始めて、できる限り、あらゆる階層、特に若い世代も含めて、その生の要望を聞いて実効性のある計画の策定に努めるべきだと考えますが、いろいろアンケートをとったり、団体に聞いたりということですが、各地域地域によって要望なり、意見がまた違うと思いますので、そういった地域に赴いて生の声を聞くと、そういうことも必要ではないかと思うんですが、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

市民アンケートをとられた。その結果が出たわけですが、その結果を現在どのように受けとめて、それを新計画にどのように反映させていくのか、これも検討中ということかもしれませんが、その辺を具体的に伺いたいと思います。

また、新総合計画の計画期間は何年になるのか。10年なのか、12年になるのか、わかりませんが、市長はその10年なり12年後の勝浦市の想定人口をどのように推計されて、また、先ほど申し上げましたが、勝浦市を10年後、12年後、どのような姿にされようとしているのか、できるだけ具体的にお聞かせいただければと思います。

次に、市内循環バスの運行拡充についてでありますけれども、上野地区のほぼ中心地であります植野区管内の県道を、確かに小湊鉄道の路線バスは運行されております。しかし、中島地先から植野坂上までの間を行き来する便、小湊バスの便というのが1日に2便、上下2便しかない。しかも、それは午前中だけなんです。午前中だけしか路線バスが通ってないんです。そうしますと、例えば、昨年、勝浦診療所を松野地先に移転改築されました。そのときに上野地区に診療所がなくなったので、中間につくっていただきたい。私も要望させていただきましたけど、それはなりません。そこで、勝浦診療所のほうへもし上野地区の住民が通うとすれば、このバス、小湊バスの路線バスを使う。1日に2本、午前中に2本しかない。帰りはどうするのか。例えば、午後にまたがっちゃった場合、帰りの足はどうなるのかということですね。そういう不便を来している、こういう老人が、世帯が多数あるんです。現に私の近くの老人世帯、これは2人で住んでおられますけれども、やむなくタクシーで往復して病院へ通っております。1週間に1回ないし2回は通われているそうですけれども、そういう不便を来している実情なんです。

例えば、小湊の路線バスが融通がきかせられないということであれば、それは路線バスが通っているかもしれませんが、住民の不便を解消する意味で、市民バスをそこへ運行させたらどうかと思うんですね。確かに、上野地区については中島地先から農免道路を通過して大森のほうへ抜けていきますけれども、植野地区の方たちは赤羽根の十字路まで行かないと、現在、市民バスには乗れないわけです。もしくは中島まで。みんな老人は足腰が弱っていて、遠い距離を歩けないんです。だから、近場を通過してもらえれば、しかも、フリー乗降区間になっておりますから、自分の家の近くで乗りおりできるということなんです。そういうことを市として考えるつもりはないのか。

もう一点、大沢地区の話も出ましたが、市として、正攻法で攻めていった場合に、こういう障害があってはだめだ、こういう障害があるからだめ、道路が狭い、今後検討します、過去何回もそういう答弁は聞かされているんですね。そこで、本当に地域の住民のことを思え

ば、そういう障害があるけれども、その障害を少しでもクリアできるような、何らかの方法を真剣に考えておられるのかというのが疑問なんですね。まず、住民を最優先で考えていただきたい。

市民が主人公と、日ごろ市長が言われております。そういうところで、特に農村部、こういう交通不便地とか、いろんな不便を来している、そういうところにももっと目を向けて、手厚い政策をとっていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。上大沢地区、そのほかについても、いつも同じ答えで聞き飽きました。今現在、どういうところまで検討しているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

一つの方法として、以前から児安議員が提唱されておりますオンデマンドバスシステム、そういったものも検討の材料にはなると思うんですが、そういったことも実際に検討しているのかどうか。私から見させていただくと、そういう気配は感じられないんですね。何度も同じ答弁は聞き飽きましたので、少しでも進展しているというお話を聞かせていただければと思います。

次に、環境問題についてであります。先ほどのご答弁でいろいろな禁止項目、これについては、守られていない人がまだいることは事実だということです。それと、こういう条例規定ができたために、個人間のトラブルの解消にも役立っているというお話ですけれども、私が最近耳にしていることは、勝浦地区でも新興住宅地、若潮台とか潮見台、あの辺の住民の方、また上野地区でも農免道路沿線の方、そういった方から苦情を何件も聞いています。要するに、市のほうへ相談に行っても、立て看板をくれるぐらいだ。実際に立て看板を立てたところで、ひどいのは立て看板の下へ犬のふん、そういうものをやって、そのままやり過ごしていっちゃうと、そういう人もいます。これは条例の規定そのものが努力義務規定だから、当事者のモラルに従うしかないということなんでしょうけれども、事実、毎日、そういう被害を受けている住民の方がおられるんです。

それで、犬の散歩というのは朝早くとか夕方暗くなってからというのが多いらしいんですが、その現場を押さえるということはなかなかできない。たとえ現場を目撃したとしても、近隣関係といいますか、そういったものを悪くしたくないということでは言えない。泣き寝入りという事例が結構多いんだそうです。

そういったことを考えますと、これは努力義務規定だけじゃなくて、必ずしも罰則をきつくすれば直るかという保障はありませんけれども、罰則規定を設ける必要があると思うんです。これは交通違反、道路交通法にしてもそうです。モラルに頼っていれば、尊重すれば、事故なんか起きないはずです。信号無視とか、そういう違反は出ないはずなんです。ところが、それが日常茶飯事のように起きているんですね。だから、年々処罰を厳しくしているわけです。そうであっても、まだまだ少なくなるという状況なんです。

こういうものは、確かに理想的には、当事者のモラルを尊重するというのはわかりますけれども、現実の問題として、毎日、そういう被害を受けて被害者は憤慨しているわけです。それを少しでも和らげてあげるためにも、抑止力のある罰則規定を条例に規定する必要があると思うんですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

次に、市有地の適正管理についてですが、これについては、先ほどご答弁の中で宗教法人ではないけれども、神社、そういった建物を所有する地縁団体に無償で貸し付けしている

ということです。これはご承知と承知と思いますが、去る1月20日、北海道砂川市が市内の神社に対して市有地を神社敷地として、これは町内会だそうですが、無償で提供していることが憲法の政教分離原則に反するという事で、最高裁判所が違憲の判断を示された。これはご案内のとおりだと思います。このような事例というのは、過去、日本のいろんな風土、風習からして、全国的にも同じような事例は存在する可能性が高いと思うんですね。

そこで、本市においてもどうかということでご質問したんですが、1件あるということです。この点について、どのような経緯で今のような状況になっているのか、無償で貸し付けするようになっているのか、これをまずお聞かせいただきたい。

これは同じ日に同じ砂川市内の神社、別の神社ですけれども、これは無償で譲渡した。片一方は、今、無償で貸し付けしている、そういう2つの事例があった。無償で譲渡したほうの件については合憲だと、憲法に反していないという2つの判例が示されたんですね。

そういうこともありますので、とりあえず勝浦市の場合はどのような経緯によって現状に至っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、(仮称)市民文化会館建設計画についてですけれども、規模等、供用開始予定が平成24年10月だというようなご説明をいただきました。そこで、建物の建設位置、これはどうしても現在地内を考えているらしいですけれども、昨年、私、3月の議会で質問しましたけれども、平成15年3月に策定された勝浦市観光拠点施設整備実施計画、ここで想定されています現市民会館、中央公民館跡地利用計画については、あの土地が、要するに観光的に見ても非常に有効な土地なんだから、市民会館を改築する場合は、ほかへ移すんだ、あそこにはフィッシャーマンズマーケット、こういったものをつくるんだというふうに、計画の中で明示しているんですね。

こういった計画を全く無視して現在地に建てるということになりますと、そういう計画を無視するというのであれば、何のためにその計画をつくったのか。大金かけて、その計画をつくったと思いますが、無駄金になっちゃうじゃないですか。それは計画は計画で100%達成されるということはあると思いますけれども、そのために市民会館、ああいう堅固な建物を建て直すとなると、1回建ててしまいますと、四、五十年は動かさないわけですよ。同じところにまた建ててしまえば、あの場所は四、五十年、自由にならないわけです。それでなくても、今回もビッグひな祭りもやりましたけれども、遠くから来るお客さんについても、私が耳にするのは、いつもマイカーをとめる場所がない。だから、素通りする。守谷まで行ってシャトルバスで行くと自由がきかない。そういうことを言う市外の方がたくさんいるんです。これはひな祭りだけでなく、ほかのイベントもすべてそうです。

お祭りやるのは結構だと思いますが、まずそのための受け皿を整えなきゃいけない。これは承知しているはずですが、だから、この平成15年の計画にも、こういうふうに載せているわけですね。

市民文化会館をもしつくるとしても、ああいう文化施設というのは山の中でもいいんですよ。そういう考えを、発想をどうして今回とれなかったのか。それは山の手を開発するには造成費がかかるとかありますけれども、それは四、五十年先を考えれば、今やっておかなければ、きっと後悔すると思うんですね。市の有効な土地利用計画からしますと、重大な支障を来すことは明白なんですね。

それよりも、市長は建設財源の大半を占めるまちづくり交付金が、たとえ不交付になったとしても、会館の建設に踏み切るんだと、これは常々公言されておりますけれども、建設費だけでなく、その後のランニングコスト、先ほどもご説明ありましたけれども、市債の元利償還等の多額の経費がかかるのは目に見えております。そのためにその他の生活関連、そういった経費、そっちに充当する財源に大きな影響を及ぼすことは間違いないですね。

たとえ交付金が認められたとしても、この際、思い切った勝浦市なりの事業仕分けを行って、(仮称)市民文化会館の建設計画自体を一時凍結することが必要ではないかと考えるんです。将来に禍根を残さないためにも、市長の賢明なる決断を期待したいと思うんですが、改めて市長の見解を伺います。以上です。

○副議長（八代一雄君） 午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 開議

○副議長（八代一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。まず1点目の平成22年度予算編成に当たり、国の地方財政対策がどのような形で影響があったのか、あるいは、影響額がどのようなものであるかというご質問でございますけれども、今回、特に地方財政計画の中で地方交付税が1兆1,000億円増額をするということが示されております。ただ、平成21年度までございました地域雇用創出推進費、この費目が平成21年度で5,000億円なんですが、廃止になりました。この廃止に伴いまして、減収が約6,000万円、今年度最終補正で6,000万円強計上いたしましたけれども、その影響が約6,000万円減るであろうという見込みに立っております。ただ、1兆1,000億円のうち、今言った5,000億円を除きますと6,000億円強になるんですけれども、その中の内訳といたしますと、雇用対策・地域資源活用臨時特例費が4,500億円、地域活性化推進特例費で5,350億円が新たに加わりました。この2つの要素を入れますと、こちらで1億2,000万円ぐらい。したがって、廃止されたものの6,000万円を引きますと、普通交付税として6,000万円増えるだろうという見込みに立っております。ただ、特別交付税が頑張る地方応援プログラムが平成21年度まで3,000万円ずつついておりましたものが終わりますので、3,000万円引きますと、交付税とすると、約3,000万円の増という見込みのもとに補正予算で計上してございます。

それと、2点目の財政健全化の目標といいますか、達成状況というお話でございますが、平成17年に策定をいたしました財政健全化計画、これは財政健全化計画をやらなければ、平成22年度までには累積で9億7,000万円赤字になるだろうという試算、平成18年度の末には基金がなくなってしまうだろうという一つのシミュレーションを立てたものに対する対策の計画でございます。ところが、これが実際、そうなったかという、そうはなっていないわけでございます。

特にそのときに、総務、企画、財政のほうで協議した内容は、ともかく三位一体の改革で、交付税が今後どんどん減っていくだろうと。かわりに、税源移譲で市税についての制度的なものが、新たに市町村の財政強化という税源移譲をワンセットで大きな財政移動は、財源の減額はないだろうというような国の説明でしたけれども、実際はそうならないだろうと。課税客体の非常に乏しい勝浦市の場合、交付税が減らされても、その分、税源移譲で財源が増えること

は見込めないだろうということでの試算でございます。

したがって、市税についても税源移譲の部分を加味しておったんですけれども、この4年間、平成18年度から21年度では、地方交付税がどういうふうになったのかと申し上げますと、4年間の平均で、計画では19億9,000万円になるだろうと見込んでおったものが、4年目の平成21年度の決算見込みでございますけれども、21億7,000万円、交付税から見ますと約1億8,000万円、当初の見込みよりも交付税が増えておった。それがまず1つございます。

それと、これは3つ一緒にやりましたので、行政改革のほうで平成18年度から定員適正化計画で職員数を4年間にわたりまして31人減らしております。こういうもので全体として3億円、人件費が削減になっています。この中には議員の皆さん方の報酬関係の削減等も含めてということになります。いずれにしても、そういう形で財政的には平成18年度末には基金がゼロ、底を突くという見込みでありましたけれども、実際は平成19年度は1億3,600万円、平成20年度が3億3,900万円、そして、過日お話ししましたけれども、平成21年度は5億3,000万円ぐらい、基金の積み立てが見込まれるということでございますので、本来の財政健全化計画の所期の目的は達したと私は思っております。

ただ、歳入の確保、あるいは歳出の削減、これは今後、財政厳しい状況は見ておりますので、引き続きやらなければならない課題だという認識は持っておりますけれども、財政健全化計画の所期の目的は達したんだという認識でおります。

5年、10年先の財政見通しは当然、財政当局として持つべきである、もっともな話で、そうあらねばならないという認識は持っておりますが、ただ、今言ったように、地方交付税もその時代によって変わってまいりますし、何よりどういう事業をやるのかによって、国庫補助、あるいは県の補助、こういうものの制度、そういうものが、まず事業としてこういうものを長期的にやっていくというものが見えない中で、単に財政の部分だけを見通せと言っても、これは難しいと思います。中期的な3年、5年ぐらいの事業、大体こういう事業を進めていくんだという方向性が見えない中で、財政部門だけでそれを果たして追加ができるかということ、私は無理だと思います。

したがって、先ほど市長から答弁ございましたように、平成23年度以降の計画の中の事業等と財政部門との考え方とのすり合わせといいますか、財政見通しというものをすり合わせた中で計画を、これまでもそうでしたけれども、そういう形で進めさせていただくことになります。したがって、早い時期にというお話でございました。

4点目の市有地の適正管理の関係でございますが、この市有地につきましては、もとの国民宿舎鳴海荘、今は撤去されておりますけれども、それが昭和43年に建築するに当たって、あの一帯の土地を無償でお借りをいたしました。無償で鳴海荘の用地、あるいは今現在、神社が建っているところも無償で地主の方から借りた。その後、鳴海荘も廃止をし、平成元年に地主の方から市に寄附をしたいということで、寄附を受けた土地の一部に、もともと神社は下に、今までの鳴海荘に神社があったような記録をうちのほうでは持っているんですが、高台のほうに神社は移転をしたと。その一帯の土地全部が、最初は借りて、平成元年に全筆、市のほうに寄附を受けました。寄附を受けた土地の中に神社用地が一部入っておったという経緯があります。

それにつきましては、寄附者の意向等も踏まえた中で、また、地縁団体で借りたいというお話でしたので、市のほうから無償で貸したという経緯でございます。

憲法の関係、私どもも十分承知しておりますので、今後は地権者、あるいは区の方々ともいろいろ協議をさせていただきたいと思うんですが、ただ、憲法の今回の政教分離の最高裁の判決を見ますと、おっしゃられたように、2つのケースで、どこがどう違えばいいのかという部分も、無償の譲渡はよくて無償の譲与はだめなのか、この辺も判決文の中でもう少し内容を精査しなければならないということもありますし、違憲状態をどうやって回復するかについても、最高裁は判断を示さずに、札幌高裁に差し戻しをしておりますので、その内容等も精査した上で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（八代一雄君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、総合計画及び市民バスについて、お答えをいたします。

まず1点目の基本計画全体での進捗ということでございます。10年間になりますけれども、計画事業費187億6,417万6,000円、これはまだ平成22年度予算計上の段階でございます。それらを含めまして165億5,748万6,000円という見込みでございます。実施見込み率といたしましては、88.2%を推計しております。

2点目になりますけれども、ヒアリングの団体名ということでございます。まず、産業関連団体といたしまして、分野としては商工業が勝浦商工会、同青年部、観光分野からは勝浦市観光協会、勝浦市旅館組合、漁業分野から新勝浦市漁業協同組合、同婦人部、勝浦市漁業協同組合、農業分野からはJAいすみ勝浦支所、そのほか勝浦市婦人会、民生関連団体からは高齢者分野といたしまして、勝浦市老人クラブ連合会、勝浦市シルバー人材センター、子供分野という形では、勝浦市子ども会育成連合会、教育分野からは国際武道大学、この11団体になります。

3点目になりますが、市民アンケートの結果をどのように反映させていくかということでございます。市民アンケートのほか、市民提案会議、いわゆるワークショップになりますが、今お話のありました団体と、これからさまざまな提案がされたところであります。このまま計画に盛り込まれるもの、盛り込まれないもの、財源を伴うもの、いろいろございます。これらを現在、分析をし、検討を進めているということです。当然、盛り込まれるものにつきましては、反映させていきたいという考えは基本にございます。

4点目でございます。計画期間、想定される人口ということでございます。計画期間につきましては12年でございます。想定人口でございますけれども、国勢調査、これは現在、平成17年の結果が出ているわけですが、これをもとに今後もこの漸減的な傾向は続くということが見込まれております。目標年次であります平成34年の総人口、まだ確定はしておりませんが、推計いたしますと1万8,000人を割るという状況だと考えております。

市民バスの関係でございます。確かに議員おっしゃるとおり、中島地先から植野坂上、その間、市民バスは通ってはおりません。先ほど市長のほうからこの基準について申し上げたところでありますが、こういう基準のもとに平成15年4月から本運行、大楠については平成18年でございますが、この基準を設けて運行したところであります。

午後の便がないというお話も伺いました。これにつきましては、市としては財源等の問題を含めて考えた場合には、路線バス、小湊バスになりますけれども、これを活用して対応していきたいという考えを持っております。今、議員からのお話を小湊バスのほうに要望いたしまして、その辺が拡充されるよう、要望してまいりたいと考えております。

上大沢関係の検討ということで、今まで検討、検討じゃないかというお話でございました。

確かに上大沢につきましては、いろいろ議会、委員会でもそうでしょうか、ご質問等々ございました。ご意見もございました。その間、デマンド交通を検討した経緯もございます。ただ、財源等の問題もあり、困難であるというような結論もありまして、断念したこともありますけれども、今後の課題ということになりますけれども、財源問題も含めまして検討させていただきたい、考えさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（八代一雄君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。勝浦市行政改革大綱2005の最終的な目標達成についてのご質問でございますが、本大綱につきましては、平成18年から22年度までの5カ年計画となっております。この推進に当たりましては、実施計画の中で62項目から構成されているところでございます。平成21年度末時点での進捗率につきましては84%程度を見込んでございますが、計画項目の中には検討という趣旨の項目も5項目以上含んでおります。このようなことを考慮いたしますと、最終年度までには約10%程度は実施が難しいものもあるのではないかと考えております。

なお、今後の新たな計画づくりの中にありまして、現状の社会情勢等を踏まえた内容づくりを進めてまいる予定であります。これら未実施分の項目も含めまして、十分検証してまいりたいと考えております。

なお、現計画の中の主要な柱としておりました定員適正化、あるいは事務事業の見直し、経費節減等々、着実な成果があらわれているものと考えております。以上です。

○副議長（八代一雄君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。犬のふんの放置行為に対する罰則規定の必要性ということでございますけれども、その行為につきましては、条例施行後、環境防災課で把握している苦情の件数は2件程度であります。条例を施行した効果と考えますが、いまだ飼い犬の散歩時にその処理用具を携行しない飼い主も見受けられることは認識しております。したがって、現在、犬の登録等につきましては、千葉県と介護健康課で対応しておりますので、犬の飼養者に対しまして、今後においても千葉県及び介護健康課と連携の上、その周知の徹底等、啓発の推進を図るとともに、今後は苦情、相談等の実態内容を見極めた上で、条例の見直し等について検討を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（八代一雄君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） まず、基本構想についての市長の考えはということですが、私は、市をあずかっている人間として、まず福祉の問題、教育の問題、それから環境、これは自然環境、生活環境を含めて、この3本が一番大事なものです。それを基本として、それにまつわるもろもろの政策を考えていきたい。

今、私たちが取り組もうとしているのは、1次産業である農業、水産業の今のような閉塞状態をいかに打破するか。その手段と対策について、今、具体的に漁業、農業の経験者、体験者、従事者と協議を重ねているところです。したがって、将来の計画の中にもそのような考えが反映できたらと、私は考えております。

また、この基本計画の10年間を振り返って、その執行状況はどう受けとめているか、どう評価するか。私は、率直に申し上げて、現在の勝浦市の財政において、苦しいながら、とにかく

全職員、忠実にその実行に精励してきたと判断しております。

60億円台の一般会計の当初予算の会計年度も3年はあったと思いますが、その中での事業の執行については、私は評価しておりますし、職員の労苦に対して感謝もしたいと思っております。

また、懇談会を何で今回やらないか。これは各市政協力員、あるいは議員の皆様からの要望がございます。市政協力員からは、それぞれ自分のあずかる区の要望事項については提出がございます。それを重点的に消化するということで、現在まで来ておりますので、私は今回やなくても、それが私の市政の衰退につながるとか、そういうことには一切ならない、そういうふうに考えます。議員の皆様からの市に対するいろいろな要望があるわけですから、それを着実に評価しようというふうに考えております。また、市民会館の凍結については、私は全く考えておりません。以上です。

○副議長（八代一雄君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭君。

○2番（忍足邦昭君） 簡潔に伺います。いずれにしても、市民文化会館につきましては、新年度予算で地質調査、そういった予算が入ってくる。そういったものを実行してしまいますと、もう後に引けなくなっちゃうんですね。これから建設予算がついてくる。だから、今回が最後という意味で、あえて凍結を考えたらどうかと申し上げたんです。というのは、こういう経費、緊急性から優先度から、果たして文化会館が最優先になるのかどうか疑問です。

先ほどから私が市民バスなど、いろいろ質問していますが、そういったときに二言目には予算の関係で難しいというふうに答弁されていますが、文化会館建設に係る経費をそういうほうに仕向けていただきたいと思うんです。市民要望というのはそれだけ強いんです。そっちを優先させていただきたいと考えますが、最後にご答弁いただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○副議長（八代一雄君） 忍足議員の一般質問通告時間は既に超過しておりますので、これをもって忍足邦昭議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（八代一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私はさきに通告をいたしました財政問題、国民健康保険問題、水道問題、農業問題、環境防災問題、そして医療問題の6点について、市長の答弁を求めたいと思います。

まず第1は、財政問題であります。民主党政権のもとで組まれました2010年度の国の予算は、一昨日、衆議院を通過して参議院に論議の場に移っております。日本共産党は、鳩山首相、小沢民主党幹事長という政党のトップにかかわる政治と金をめぐる規約、真相解明と政治的、道義的責任が明らかにされていない不十分な審議で終わっていること、予算案そのものの中身でも、大企業の巨額の内部留保、あるいは利益を社会に還元させて、雇用や中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するために、社会保障の拡充を図ること、軍

事費と大企業、大資産家減税という聖域にメスを入れて、財源を確保して、庶民増税の不安を解消することなどが極めて不十分であり、これではせっかく政治を変えたいという国民の要求の結果生まれた新政権、それにこたえることができないということから、本予算に国会で反対をいたしたところであります。

このような状況の中で組まれている2010年度の地方財政計画では、地方交付税が16兆8,935億円で、1兆733億円の増額になっています。臨時財政対策債が7兆7,069億円で、2兆5,583億円の増額であります。

これらでありますけれども、同時に勝浦市の新年度の当初予算書を見ますと、2010年度予算でも地方交付税が22億5,000万円計上され、前年対比で3,000万円の増、臨時財政対策債が4億9,000万円で1億6,000万円の増となって、それぞれ前年対比で、当初当初の比較で見ると増えているわけであります。

そこで、まず第1に、前年対比で国では約1兆1,000億円の地方交付税の増額というふうに言われておりますが、市の財政にこれがどのように影響してきているのか、このことを第1にお聞きしたい。

第2に、臨時財政対策債の国における2兆5,000億円の増が、市の財源不足にどうはね返ってきているのか。

第3点目は、都市再生まちづくり関連の予算は、前年の2009年度当初予算は1兆7,899億円あったわけですが、2010年度のまちづくり関連予算を見ると、たった3,023億円に削減されることとなっております。1兆7,899億円から3,023億円に大幅に削減されることになっている。まちづくり交付金とか、地域活力基盤創造交付金とか、地域自立活性化交付金の全額が社会資本整備総合交付金に統合されると言われているわけであります。

そこで、勝浦市の（仮称）市民文化会館の建設のための主な財源の一つとしているまちづくり交付金の交付の可能性は、この国の新年度予算を見た場合に、ほとんど当てにならないということになるわけですが、市の当初予算に勝浦市は市民会館の解体設計及び建設のための基本設計、実施設計予算5,300億円余りが計上されたことは、結局、これは建設のための財源見通しが立ったということにほかなりません。見通しが立ったからこそ、解体の設計予算や、あるいは本体の基本設計、実施設計までの予算計上となったと理解するのが当然であります。

このことについて、どういうふうに市長は考えているのか。空財源にならないという保証をどこに求めるのか。この3点について、まず財政問題で市長から答弁を求めたいと思います。

第2点目は国民健康保険問題であります。昨年6月現在で国保税の滞納が全国で見ると445万世帯に上りました。滞納率は20%を超えております。滞納を理由に保険証を取り上げられて、まず医療費の10割の負担を求められる資格証明書の発行にかえられてしまった。保険証を取り上げて資格証明書を交付された世帯は31万世帯で、勝浦市で見ても昨年12月現在で134世帯に及んでおります。

今度の2010年度国の予算で見ると、失業増や子供の無保険問題への対策として、1つは非自発的な失業者について、失業時からその翌年度末までの間、国保税の算定基礎となる前年の給与所得を掛ける30%で計算する。

2点目は、国保税の応益割の法定減免額について、これまで7割・5割・2割の減額が、保険税全体に占める応益割合が、45%以上55%未満という条件が必要であったが、その要件が撤廃さ

れたこと。

3点目に、滞納世帯であっても、従来の中学生までから、新年度では新たに高校生の世代以下まで拡大されて、その子供を持つ世帯は短期保険証を、今まで6カ月となっていたのを、6カ月以上滞納世帯であっても交付することなど、一定の改善が示されています。

しかし、その一方で、子ども手当の支給ということを掲げているわけでありますから、これに伴ってその財源として所得税や住民税、扶養控除の廃止による地方財源の増収分をこれに当てるとなっております。これによって自治体は増収ですから、国保税にその増額分がはね返ってくる。国保税の増税に連動しないかどうか、このことを第1に伺っておきたいと思います。

市長は、過日の予算説明の中で、国保税率については当初予算では前年並みとしたと。しかし、地方税法の改正が年度末前後に行われる予定なので、この6月議会には改めて税率のアップを提案したい、そのような旨、述べていたわけであります。

今、市民が置かれている経済状況を見れば、これ以上の国保税の値上げは、市民の担税力の限界を超えるものでありまして、値上げなどもってのほかであり、税の引き下げこそ必要だと思うものであります。

2月17日に勝浦市の国保運営協議会が開催され、市長から諮問を受けて、その答申を發したところであります。この答申書の内容は、2010年度の国保予算については、一応、賛成するけれども、税率アップについては極力押さえること、そのために一般会計からの財源投入も含めて、税の軽減を図ること、これが意見としてつけられております。

質問の2点目として、市長はこの国保運営協議会における市長に対する答申の内容を尊重すべきと思うわけであります。答申は尊重するべきが当然だと思うわけでありますが、その考えについて改めて伺っておきたいと思います。

第3点目として、水道問題であります。昨年12月5日付読売新聞で、県下一高い勝浦市の水道料金という内容の記事が大々的に報道されました。このことは水道料と国保税が高い、何とかならないかという声が市内のどこへ行っても聞かれることから見ても、私は当然だと思うわけであります。

私は高い水道料金の引き下げについては、繰り返し市長に対して強く要求してきたところでありますが、公営企業の独立採算性を盾に、ほかの会計からの財源投入をかたくなに市長は認めず、市民の負担の軽減に背を向けて現在に至っているのが現状であります。

そこで、まず第1に伺いますが、今までの水道料金問題での市長との論議、質問のやりとりの中で、市長は料金の解決は基本的には県営水道並みとすることであって、県下の水道事業を広域化することによって低料金化を県に働きかけていくという趣旨の答弁が繰り返されておりました。そういうふうに私は認識しております。

しかし、平成19年2月の県内水道経営検討委員会によるこれからの千葉県内の水道についての提言、そういう冊子が出ておりますが、あるいはまた、平成21年3月の九十九里地域・南房総地域水道実務者検討委員会第3回の冊子の中身を見てみると、水道料金や受水料金について、県下の水道事業を統合する際には、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもありませんと、この冊子にはこのように明記されている。また、統合・広域化は料金格差の解消そのものを目的とするものではありません、このようにも記述されているわけであります。

こういうことを見ると、県内の水道の統合や広域化が料金の低料化につながらないと思えてな

らないわけでありますが、この点、市長は広域化することは低料金につながっていくんだと、今もそういう認識なのか。そういう点について第1に伺いたいと思います。

第2に、当面する水道料金、先ほど言った、現時点では県下一高い水道料金、これの引き下げの手法として、千葉県の高料金対策事業を活用すべきと主張を繰り返してまいりました。これに対して、この施策については、答弁では勝浦市の水道事業の経営内容是对資本費との関係、あるいは減価償却との関係で、補助基準に当てはまらないから、残念ながらこの高料金対策事業は活用できないんだと、一貫してそういう答弁がなされておりました。しかし、去る1月26日に県議会の委員会室で、私ども共産党の関係する議員団と県の水道局の役人との懇談会を持った中で、料金対策については国の基準とはあくまでも県は別であって、独自の対策事業であるんだから、国とは別に対策は進めているんだと、そういう旨の見解が示されたところであります。

そうだとすると、今までの市長の答弁は何だったのか、うその答弁がやられてきたのではないかと思わざるを得ないわけであります。改めて、この県の高料金対策事業についてはどういう内容なのか、また、その対処方を市長に答弁を求めたいと思います。

次に、農業問題であります。民主党はマニフェストで戸別所得補償制度の創設を発表して、農業を再生して、食料自給率を向上させるとして、2010年度は調査・モデル事業制度の検討を行うとしております。これに基づいて、米の個別所得補償モデル事業に3,371億円、水田利活用自給率向上事業に2,167億円を計上し、戸別所得補償制度導入推進事業に80億円を計上いたしました。

ところが、米のモデル事業の概要を見てもみると、今、国から県を通して自治体にそれがおりてきているわけですが、この概要を見ると、生産調整未達成の場合は支給されないだとか、そのほかにも幾つかあるんですが、いろいろな制限つきとなっております。勝浦市の登録農家約1,200戸のうち、この条件にいろいろ当てはめてみると、10%にも満たない農業者しかこの戸別所得補償が適用されない実態が明らかだと言われております。

果たして、実態はどうなのか。私の聞いたところでは、10%どころか七、八%の農家しかもらえないんじゃないかという話もあるわけですが、実際はどうなのか。第1に、支給対象の資格要件はどのようなものなのか。第2として、市内農家戸数と戸別所得補償の支給戸数はどのくらいになるのか、改めて答弁を求めたいと思います。

次に、環境防災問題であります。株式会社M・M・Iによる鵜原地先の産業廃棄物管理型最終処分場の建設計画について、再度質問するものであります。去る12月議会でも質問いたしましたが、それ以降、数カ月を経過した現在、次の4点について、端的に伺います。

第1は、産廃最終処分場の許可に係る県の手続フローは、現在どこまで進められているのか。

第2に、市は、昨年の5月と6月に千葉県に対して2度にわたって市の意見回答書と追加意見書を提出しているわけでありますが、その要旨と県からの回答があったとすれば、その内容についてはどういうものなのか。

第3に、昨年12月定例議会での私の質問に対して、市の公害防止条例などの見直しなどを検討する旨の約束がされたとは私は理解しておりますが、その後どのような検討がなされてきているのか。

第4点として、市として建設をやめてもらう、やめさせるためにどのような手段を考えているのか、これらについて市長の見解を求めたいと思います。

環境防災問題の大きな2点目として、防災について過ぐる議会で火災報知機の戸別の家庭が購

入する場合の補助事業の創設を提案いたしました。この質問に対して市長の答弁は、それは自助努力の問題であり、補助制度は適当ではない、なじまないというような趣旨の答弁があったと記憶しています。それなら、借家としての市営住宅に入居した市民は、自助努力ではなくて、公費によって1戸当たり2つもの火災報知機を設置しているわけでありますが、これはなぜなのか。市営住宅入居者は自助努力でなくてもちゃんとつけてもらえるのに、持ち家、あるいは民間アパート市民は自助努力でなければつけちゃいけないのか、こういう理屈になるわけでありすけれども、法律によって設置義務が課せられた今日、市民の生命と財産を守るという地方自治体の本来の仕事の重要な行政施策の一つであることから、火災報知機設置に対する補助制度の創設を再度強く求めるものでありますが、市長の見解を求めたいと思います。

なお、市営住宅への公費による設置を決して否定するものでないことをつけ加えておきたいと思います。

最後に、医療問題について伺います。去る1月14日、茂原市の長生合同庁舎において山武・長生・夷隅地域保健医療協議会、同時に千葉県地域医療再生計画に関する意見交換会なるものが開催されました。そこに勝浦市長も夷隅郡市広域市町村圏事務組合の管理者として参加をしているはずであります。

その中で、再生計画の考え方だとか、再生計画の方策と目指すべき姿だとかが配布されまして、それが説明されております。それを踏まえて第1に質問することは、山武・長生・夷隅医療圏地域医療再生計画なるものの概要について、全部やると大変な時間がかかると思いますから、概要のみで結構ですので、説明を求めたいと思います。

第2は、意見交換会の中で、山武、長生、夷隅を同一医療圏と言っておりますけれども、夷隅郡ではそう思っている人はいないだとか、この医療圏構想の夷隅郡というのは、せいぜい旧岬町だけであって、それ以南は無理だとか、結局、これは無駄な投資ではないかなど、意見が続出したと聞いております。このことを見ても、この地域医療再生計画なるものが本当に勝浦市民の医療にとって有益なものとして役割を果たすのかどうか、また将来、このことによって市に対して財政的な負担が生じる危険性はないのか、懸念されないのか、こういうことについて伺いたいと思うわけであります。

つまり、県は救急医療だとか、あるいは医師不足を、医療圏を統合して、そして経費も節減しながらこのことを進めようとしているという本質があると私は見ているわけであります。そういう点から見て甚だ疑問であるというふうに私は思っている一人でありますけれども、この今言いました夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者として参画した市長に見解を求めて、最初の質問を終わります。

○副議長（八代一雄君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、平成22年度地方財政計画についてお答えいたします。本年2月9日、閣議決定されました平成22年度地方財政計画によれば、地方交付税の総額は、配分される出口ベースで約1兆1,000億円増額され、約16兆9,000億円とすることが示されました。この増額の主な内容につきましては、地方財政計画の特別枠として9,850億円の地域活性化・雇用等臨時特例債の創設が掲げられ、さらにその内訳として、雇用対策・地域資源活用臨時特例費として4,500億円、また、

活性化推進特例費として5,350億円程度とされております。

一方、平成21年度の地域雇用創出推進費5,000億円が廃止されますので、平成22年度における地方交付税の前年度に比した実質的上積み措置は、4,850億円にとどまる見込みであります。

また、平成22年度の地方財政計画の歳入歳出によれば、平成22年度の地方財政の全体像としては、地方交付税が16兆8,935億円で、前年比1兆733億円の増、臨時財政対策債が7兆7,069億円で2兆5,583億円の増となり、これらを合わせた実質的な地方交付税で3兆6,316億円増加いたしますが、一方、地方税は32兆5,096億円で3兆6,764億円のマイナス、地方譲与税は1兆9,171億円で4,553億円の増加となりますが、地方税と地方譲与税を合わせますと、3兆2,211億円のマイナスと推計しております。

したがって、国が見込んだ平成22年度の地方財政の姿としては、地方税が10.2%大幅に減少するとの見通しに基づき、その対策として地方交付税で前年度比6.8%の増、臨時財政対策債で49.7%増加させたと分析しております。

これに伴う市財政への影響であります。平成22年度当初予算の市税につきましては22億813万5,000円で、前年度比1,939万円の減少、率で0.9%の減少を見込んでおります。

国が見込んだ平成22年度の地方税10.2%減少に比べ、乖離がありますが、現下の景気低迷とデフレ状況にあることから、いわゆる企業城下町と言われる地域や消費の低迷による都市部の中核商業地域において、前年度に比べ税収の減少幅が大きいと言われており、地方交付税の増加分はこれらの地域へ配分される可能性が高いと見込み、平成22年度勝浦市一般会計予算における普通交付税は、対前年度より6,000万円増、率で3%の増加、特別交付税は頑張る地方応援プログラム分3,000万円が平成21年度で終了することから、前年度より3,000万円の減額を見込み、地方交付税全体では前年度より3,000万円増、率で1.4%の増加と見込みました。

臨時財政対策債につきましては、国から示された発行可能額の伸び率等をもとに、対前年度比1億6,000万円の増加、率で48.5%の増加を見込んだ次第であります。

次に、まちづくり交付金に関するご質問でございますが、国土交通省の平成22年度予算案は5兆5,846億円で、対前年度比12.2%の大幅な減少となっております。

また、従来の道路、治山、海岸、まちづくり、住宅などの部門別の補助金が原則的に廃止、統合され、新たに約2兆2,000億円の（仮称）社会資本整備総合交付金を創設するとしております。

国土交通省では、平成22年4月から新交付金制度をスタートさせることとし、平成22年度は既存の補助制度の存続と、交付金の特徴である地方の裁量権拡大を両立させ、各補助金を束ねる形で交付金という名称に統一するが、実際に地方に配分する金額は、現行の補助制度をもとに個別事業ごとに算出し、配分は補助金合計額を一括支給する方針であると、官公庁向け専門誌で報道しております。

また、この報道によれば、制度の細部を定める要綱等については、本年3月中に示すとされておりますが、現時点ではまだ示されておられません。

このようなことから、平成22年度勝浦市一般会計予算には、昨年11月に申請したまちづくり交付金に係る歳入予算の計上を見送ったものであります。

いずれにいたしましても、今月中に示されることが見込まれる（仮称）社会資本整備総合交付金要綱等の内容を精査し、（仮称）市民文化会館の建設財源として見込まれる場合は、6月補

正予算に計上するとともに、市債として平成22年度勝浦市一般会計予算に計上している（仮称）市民文化会館建設事業債4,370万円につきましては、減額補正をしたいと考えます。

次に、国民健康保険問題について申し上げます。

初めに、扶養控除の廃止による国民健康保険税へのはね返りであります、旧ただし書き方式を採用しております本市におきましては、影響はないものと考えます。

次に、国民健康保険運営協議会の答申についてであります、答申は尊重されなければならないものと理解いたしておりますが、税負担軽減のため、一般会計からの法定外繰り入れについては慎重に対応しなければならないものと考えます。

次に、水道問題であります、県では県内水道のあり方として、望ましい方向性を見出すことを目的に、平成17年7月に学識経験者等からなる県内水道経営検討委員会を設置し、1年7カ月にわたり検討を行い、これからの千葉県内水道についての提言を取りまとめ、平成19年2月8日に知事へ提出されました。

この概要は、県内各水道事業体における水道料金の格差を初めとするさまざまな問題と現状を認識し、段階的に事業を施すとともに、最終的には県内水道事業体を一元化するというものであります。

この中には統合に向けて市町村と県の役割等が明確化されており、部分的でも構わないから、できるところから始めるよう提言されております。

統合・広域化に当たっては、高額な受水費、投資的経費により給水減価の高い九十九里地域と南房総地域等を県内のリーディングケースとして、県営水道と水道用水供給事業体との統合や当該地域の末端の水道事業体の広域化を進め、関係者間で統合協議会を設置し、具体的な統合計画を策定するよう求められております。

計画が大きく短期間で実現することは困難とは思いますが、実現した場合はスケールメリット等による受水費の軽減により、供給単価の低廉に寄与できるものと考えます。

次に、水道料金高料金対策事業についてであります、県では市町村総合対策事業として市町村または市町村が組織する一部事務組合が経営する水道事業及び水道用水供給事業に対し助成することにより、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、水道事業の経営健全化を促進することを目的とした補助金制度があります。

補助概要としては、前年度における勝浦市と県営水道給水原価の差額に有収水量の2分の1相当数を乗じて算出された金額、もしくは一般会計からの繰入額のいずれか低いほうの金額が補助金となります。

ただし、この制度は他会計からの高料金対策と対をなす事業であり、現在は財政が逼迫しており、一般会計からの繰り入れができないことから、県補助金を受けていない状況にあります。

給水収益も年々減少し、厳しい経営環境が続きますが、さらなる経営努力を行うとともに、経費の削減に努め、加入者の負担が増えないように事業運営をしてまいりたいと考えます。

次に、農業問題の水田を対象とした戸別所得補償モデル対策についてお答えをいたします。このモデル対策は、食料自給率の向上を図るとともに、水田農業の経営安定化を図ることを目的として、米の販売価格が生産費を下回った場合、差額を国が補てんする米戸別所得補償モデル事業と水田を有効活用して、麦、大豆、飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国が直接支払いにより交付する水田利活用自給力向

上事業の2つで構成されております。

ご質問の米戸別所得補償モデル事業の対象となる資格要件につきましては、米の生産数量目標面積の範囲以内で主食用米の生産を行った販売農家、または集落営農のうち主食用米の作付が10アール以上であり、かつ水稻共済加入者、または平成21年度の出荷・販売の実績がある者で、主食用米を作付した水田以外のすべての水田に、主食用米以外の作物を作付することが要件とされております。

なお、平成22年度は水田の荒廃状態によってはすぐに作付できない場合もありますので、このような水田はおおむね3年以内に作付をするとした改善計画書を市町村に提出し、認定を受ける必要があります。

この要件は、モデル対策が主食用米の需給調整を通じて、食糧自給率の向上を図ろうとするものであることから、調整水田や保全管理水田等の作付をしていない水田を有効活用しようとするものであります。

次に、市内の総農家戸数と支給対象戸数についてであります。米戸別所得補償モデル事業の加入申請書等の提出期限が6月末となっているため、その時点にならないと支給対象戸数は判明いたしませんので、平成21年度の米の作付事例で算出いたしますと、水稻営農計画書の提出のあった農家1,202戸のうち、先ほど申し上げました支給対象要件の中で米を販売したかどうかまでは判別できませんが、それ以外の要件を満たしていると思われる農家は72戸で、率にいたしますと、わずか6%にすぎません。

平成22年度につきましては、麦、大豆、飼料用米等の生産者に対する水田利活用自給率向上事業等を活用し、支給要件を満たす農家も相当数あらわれるとは思いますが、減反政策に加え、山間谷津田が多い本市の地理的条件から、耕作放棄地を抱えている農家も多く、所有しているすべての水田を有効活用しなければ戸別所得補償の対象にならないという条件が改善されない限り、残念ながら米戸別所得補償モデル対策が、本市のような中山間地域にとって、水田農業の経営安定化に資する制度とは考えにくく、抜本的な見直しを望むものであります。

次に、環境防災問題についての質問であります。1点目の事業計画者、株式会社M・M・Iの産業廃棄物最終処分場設置計画についての許可に係る県の手続の進捗状況であります。千葉県から平成21年9月10日付で事業計画者に通知されている設置計画に係る審査指示事項による指摘事項について、事業計画者においては千葉県と協議をしているところであります。

次に、2点目の勝浦市が2回にわたり提出した意見書の要旨と、県からの回答についての質問であります。これは平成21年2月27日付の千葉県からの意見照会によるものでありまして、初めの5月の意見につきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条による意見照会であり、1点目は、同指導要綱第3条第3項に規定する土地利用計画及び環境保全に関する計画への適合状況について、2点目は、施設が立地する地域の環境保全上の留意点について、3点目は、法令及び条例による勝浦市の所管する事務に係る手続等についての意見書であります。

また、6月の意見につきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第3条第2項、同条第4項、同条第6項に規定する地域住民及び同第9条第3項第1号に規定する計画区域からおおむね300メートル以内の関係地域を建設が計画されている勝浦市鶴原地区及び隣接する守谷地区、吉尾地区及び東急リゾートタウンに範囲を拡大し、計画事業者に

指示することと廃棄物処理施設の立地等に関する基準第3の2の(3)、水路等の管理者等の承諾について、放流水、雨水、湧水を除くとなっているが、雨水、湧水を含めた放流水対策について、河川・水路管理者の承諾を得ることを追加意見として千葉県に提出し、これらを踏まえ、千葉県の関係課で組織する廃棄物処理施設設置等協議会からの指示事項を含め、平成21年9月10日付の審査指示事項として事業計画者に対して通知した旨の回答がありました。

次に、3点目の昨年12月定例市議会後の条例制定に当たっての検討についてであります、産業廃棄物処理施設の設置につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。

また、千葉県におきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集により、設置に関する許可申請に対する審査、対応をしております。

したがって、条例見直しに当たっての検討状況につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集により規制していること。また、さらに、市条例等で規制しようとする場合には、千葉県の自然環境保全条例が制定されており、その区域に指定することも可能と考えられますが、これには区域内土地所有者全員の同意書の取得等が必要となることから、これで対応するということになると、長期間を要するとともに、同意書の取得が困難と考えられますことから、今後におきましては他に規制する条例等の有無及び関係機関と協議の上、今後も引き続き検討してまいりたいと考えます。

次に、4点目の市として建設をやめさせる手段につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に、産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可となっておりますことから、法的にも市としては現在のところ、建設をやめさせる手段はございません。

次に、戸別火災報知機設置に対する市補助制度についてのご質問であります、近年の火災時には高齢者、子供の被害も多く、火災報知機の設置及び推進を図る必要もあることから、広報等により市民に対し啓蒙しているところでありますが、その火災報知機の設置に伴う補助制度につきましては、機種が多機種にわたる、価格がまちまち、あるいは設置者によっては設置数が異なる等が考えられ、問題が生ずることも考えられますことから、現在のところ、補助制度を設けることについては考えておりません。

しかしながら、平成22年度において夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部で火災報知機の設置の普及、啓発、設置の有無、設置に対するアドバイス等の事業を実施する予定でありますことから、その結果及び近隣市町の動向を踏まえ、補助制度について検討してまいりたいと考えております。

次に、山武・長生・夷隅地域保健医療協議会で論議された山武・長生・夷隅医療圏地域医療再生計画の概要についてのご質問であります、国での地域医療再生臨時特例交付金として平成21年5月29日に補正予算が成立いたしまして、千葉県へ50億円、香取・海浜保健医療圏と山武・長生・夷隅保健医療圏の2地域で再生計画を策定し、それぞれ25億円ずつ交付されることになりました。計画期間は5年間で、県が基金を設置し、両地域へ計画に基づき支出することとなっております。

その概要は、山武・長生・夷隅医療圏地域では、救急搬送に30分以上かかる割合が約8割、県外への救急搬送率34%、救急救命センターの不存在、救急救命医師数ゼロ等、救急医療システムが構築できない医療圏であります。この現状を打開するため、基金を利用して圏域内に重層的かつ機能的な救急医療体制を進めるものであります。

その計画内容については、平成25年度中に開設を目指している現在計画中の九十九里医療センターの（仮称）救命救急センターを支援し、救急医療体制の基盤を図り、また、初期救急診療所及び公的・民間病院を担う2次救急機能を強化し、救急患者の受け入れ能力を高める目標を掲げております。

なお、2次救急体制の再生といたしまして、成東病院、長生病院及びいすみ医療センター等の救急機能支援を行うこととしております。

また、医師、看護師、救急医療従事者等の確保、研修、就業支援、千葉大学を中心とした救命救急医を地域に派遣するなど、今後において地域医療圏の中で協議し、進めていくということであります。

次に、この再生計画は当市にとって有益であるのか、また単に市の財政負担が増えるだけではないのかとのご質問についてでございますが、この再生計画は、先ほど申し上げましたが、夷隅地域においていすみ医療センターの救急機能の支援と開業医の2次救急輪番制に対する機能強化の支援、医療従事者の確保、研修医師の派遣が改善されるものと思われま

す。また、市の負担については、県が国から交付金を基金に積み立てて運用いたしますので、当市の負担は今のところないものと考えます。

以上で児安議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○副議長（八代一雄君） 2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○副議長（八代一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 財政問題なんですが、地方交付税の話はわかりました。もう一つ、臨時財政対策債なんですけど、1つ苦言を呈しておきたいのは、当初予算案の概要の中には、歳入で市債1本で出てきていて、対策債と分けてないので見づらいと。もちろん本予算には出ているからいいんだけど、もう少し親切なつくり方で出してもらいたいと思います。

臨時財政対策債が前年対比1億6,000万円の見込みを立てているんだが、そうなってくると、さっきの答弁では、地方交付税6,000万円の増で特交が減ったという、3,000万円が制度上なくなったからマイナス3,000万円と。行ってこいやって、3,000万円のプラスです。それと今度は、財政対策債、借金であっても、建前上、後年度で元利を国が保障してくるとというのが財政対策債ですから、この辺の増とあわせていけば、かなり深刻だと財政当局が言っているんだが、そのほかにさっき課長も答弁があった、あるいは市長の答弁にもあったように、地方税の前年対比の不景気による減額というのは、全国平均でおよそ10%だろうという見方があります。

ところが、勝浦市の場合、法人、個人含めて約0.9%だと。額にして、実質2,000万円ぐらいの減だと聞いておるところですが、そうなってくると、この不景気の中でも、ある意味、かな

り積極的な予算が組めるのではないか。そういう意味で、前年対比で全体として2けたの11.何%規模の予算が組まれたと理解しているのですが、そういう点では、この際、2009年度で見たって、当初で財調を1億円入れたけれども、今度は少しいろんな金入ってきたよというんで、また戻しちゃうとか姑息なことをやらないで、それはそれで使って、少しでも市民の暮らしに寄与するという方向を打ち出せないのかどうかという点、ぜひ聞いておきたい。

もう一つは、文化会館の件ですが、これは3月末でないとわからないと言うけれども、それこそ今、国会で問題になっている箇所づけ、これまではまだ進んでないのかどうか。それでなかったら、勝浦市の新年度予算を見たって、それ待ちでもって、壊すのと設計予算しか組めないという実態でしょう。どこが政権とろうと、そんなばかな話ってないでしょう。この前、新年の賀詞交歓会で会ったから聞いてみたら、勝浦市出身の国会議員は、勝浦に対して2010年度の国家予算のこんな分厚い冊子をお渡ししてあるから、それを見てもらってくださいと、こう言っていた。箇所づけだって、今の段階になれば、もう届いているんじゃないんですか。どうなんですか。いまだに海のものとも山のものともわからないと。恐らく来るでしょうなんて、それではちょっといただけない。

だから、さっき言ったように、これは在来の市民会館と公民館を壊すための設計の予算が組まれていますね。新たに建てる（仮称）市民文化会館、あの敷地の中で、日照権の関係があるから、場所は海側に建てるか、奥に建てるかは別として、しかし、建てるための基本設計と実施設計まで2010年度予算を組んでいるんですよ。ということは、実施設計まで組んでいるんですから、そうなってくると、建設費の財源というものは相当の確度を持って、確度というのは方向の角度じゃなくて、確かな度合いを持って財政当局、あるいは市側はもくろんでいるんじゃないんですか。だけど、わからないという、かたくなにそう言っているけども、わからないと言うんなら、空財源になったときの政治責任をどうとるんだということになっちゃうわけです。そういう点で、もう一度、お願いしたい。

次に国保問題ですが、答申は尊重するというのは当然だと。しかし、一般財源からの法定外支出については慎重に検討せにゃいけないと、それはそうですよ。簡単にはいとは出せない。慎重に検討してもらって、答申を重く受けとめて、これは全会一致ですからね。私が勝手にどさくさに紛れてつけ足したわけじゃないですから。リアルに言えば、答申書をどうしましょうか、そうしたら、予算案に手を挙げていた人たちが手を挙げるのがすっきり上がらなかった。あいまいだった。なぜだと聞いたら、審議会長が答申の後ろにちゃんと一般会計からぶち込んでも激変はさせないようにしようじゃないかと。とんでもない話で、ある自治体では、前年対比で25%も国保税上げちゃうところが近隣であるんです。だから、そういう激変はさせないと。仮に万が一、率を上げるといっても、市民の暮らしに重大な影響を与えないようなところまで、場合によっては他会計からぶち込んでも、極力抑えてもらうという趣旨で答申を出してくださいというのが総意ですから、これはぜひ尊重してもらわないといけないと思います。そういう点で、繰り返しの答弁させて申しわけないんですけど、お願いしたい。

滞納世帯について、要綱改正で今度は高校生未満の子供のいる世帯については、たとえ滞納があつたとしても短期保険証は発行するということは間違いないかどうか確認しておきたい。

3月2日の朝日新聞で紹介しますと、中3に助成拡大。つまり、これは子供医療費で県が試算したということです。中3に助成拡大。年51億円の増額。中学3年生まで千葉県が医療費の

無料に助成した場合に、51億円かかると言われています。しかし、森田知事は選挙公約で中3までの入院、通院の医療費無料を掲げた。所得制限300万円、自己負担は据え置きながらも、今年12月から現行の小学校入学前までから小学校3年生までは拡大されると。中学3年全部までは10年計画の中でやるんだと。任期というのは4年ですが、任期中に中学3年生までやるというふうに言ってるんだが、勝浦市の場合は市単独で、県の上行ってますよね。県は就学前まで。勝浦市は就学前までやって、前年度から小学校3年生までやった。それで財源は、福祉のほうの新年度予算で組んでいるはずだよね。

12月から県が3年生までやると思ったら、その財源は浮くんだよね。今度は、勝浦市はその上行って、前年度、小3なんだけれども、今度は小学校卒業までということは、財源的には十分可能なわけだよね。そうなる理屈でしょう。そういうことがやれるかどうかという問題。

今度の新年度予算を見てみると、いすみ市は中学3年生までやる、大多喜町は小学校6年生までやる、近隣でもそういう動きになってきてるんだが、私は新たに財源を組めとは言っていない。少なくとも最低12月からは県が3年生まで組むんだから、勝浦市で独自に組んでいる3年生までのお金は県から来るわけです。そうなれば、今度は4年生から6年生までの分に、今組んでいるやつを充てられるわけだから、そういうふうに延長できるはずだと思うんだが、その辺の考え方はどうか。

次に、水道問題です。これは市長はそう言うけれども、確かに結果としては、そんな感じになるかもしれないけれども、これからの千葉県内水道についての提言、ちょっと古いんだけど、平成19年2月、県内水道経営検討委員会が出されているのを、全部じゃなくて拾い読みで言ってるんですけど、水道料金、受水料金の項が第3点、統合・広域化の基本的な考え方。1、統合・広域化の目的等というのがあって、2が県と市町村の役割というのがあって、ご存じでしょうけど、3が水道料金、受水料金の項があって、統合する際には一律の料金の前提で考える必要は必ずしもありませんと、提言でこう言ってるんですね。その次に、地域間で合意が得られるまでの間は、従前の事業体単独での原価計算に基づく料金設定を行う方法も考えられる。

こういうことで、つまり、これは何を言っているかということ、統合するということは、別に必ずしも料金をそこで均一にする必要はないんだということを言っているわけですね。それが1つ。

もう一つは、県内水道経営検討委員会の提言の概要というのがあるんですけど、これを見させてもらうと、結局、料金は統合後も各企業団の従前料金とするということであって、せいぜい言っているのは、今後20年以内に県内水道の1事業体化を目指す。将来的には圏域を越えた新たな広域化も視野に入れるということを言っていて、それが結果としてコストダウンにつながり、水道料金も安いほうにはね返るだろうということをちょろっと言ってるだけです。本来、この目的は、必ずしも水道料金の均一化、一律化ではないんだと、あえて言っている。

こういう中では、南房総地域の提言骨子案に対する市町村の意見というのがあります。これを見させてもらうと、南房総地域での勝浦市の発言はどういうことを言っているかということ、これは市長が言ったんだか、事務方が言ったんだか知らないけども、骨子案の中では、県、市町村の共同経営方式による県内水道の1事業体化を目指し、早期に統合・広域化に向けた取り組みを進めてもらいたいと結んでいます。これは東葛地域の低廉な水道料金に比較し、外房

地域等の高額料金の区域が順調に統合できることは考えにくく、県が中心となり積極的にリーダーシップを発揮、早期の統合・広域化が実現するよう要望します、こう要望が出ている。

その考え方を整理したものが、統合・広域化は県の十分な協力も必要と考えていますが、市町村等の合意と行動があって初めて実現するものですので、市町村等も統合・広域化に向け、地域の合意形成に努めていただきたいと考えています。要するに、市町村がやれと。県でリーダーシップとってくれといったって、問題の整理というのは、県も十分協力を考えているけども、基本的には市町村が合意しなきゃだめですよと、こう言ってるんですね。そのほかに、基本は統合・単一化は料金の問題ではないんだと。コストダウンに向けてやるんだと。不均一料金でずっと行くんだということで、これは基本的には料金を引き下げるための方途には有効に働かないというのが私の見方なんだが、その点についてはどう思うのか、市長の見解を求めていると思います。

これだって、統合するのが20年スパンの先の話です。それだって、勝浦市が意見を述べているように、東葛地域と我々南房総地域が統合するなんて至難の技だと、こう分析しているとおりの、10年、20年先に仮に統合しても、あるいは一本化しても、その先、10年、20年のスパンでこの料金が県水並みの低い水準でフラットになっていくかということ、これはなかなかできる話ではない。だから、私の目の黒いうちにはとてもならないという見方が正しいんじゃないでしょうか。

当面して、さっき言った勝浦市の県下一高い水道料金をどうするのかという問題が出てくるわけです。これは12月5日付の読売新聞です。最大3倍、八千代と勝浦で3倍の格差があると、こう出た。おひな様で有名になるのはいいけど、水道料金、県下一で有名になっちゃ困っちゃうわけです。それで、高料金対策をどうなんだと。さっき答弁漏れです。一貫して、勝浦市はそれに当てはまらないから、それは残念ながらやれないと言った。しかし、大きいことを言いますが、例えば5,000万円、水道料金を全体として引き下げようといった場合に、2,500万円、県が出してくれれば、2,500万円、市が同じ額を出して水道事業会計にぶち込むと。そして水道料金の軽減を図っていくというのが高料金対策。市町村水道総合対策事業助成というのがあって、千葉県で要綱をつくっている。それを使えと言ったら、それは使えませんか。基準がだめだと、今まで一貫して言っていた。今の水道課長も前水道課長もそう言っていた。

ところが、この間、県でいろいろと話を詰めてみると、国の基準は国の基準だと。そうではなくて、県は県の基準で独自でこういう要綱をつくって対策事業やっているんだから、それをクリアすれば出しますよと、そう言ってるんです。私に答弁していたのはペテンかと、こう言いたくなっちゃうわけです。

この県の要綱基準で勝浦市の高料金対策事業はクリアできないのかということをお願いしています。その答弁がない。課長でもいい、どなたでもいい。

できるとすれば、財政問題のときに言ったように、財調も増えてきていると。焦げついていて特別土地保有税の金利分も入ってきているということの中で、水道事業というのは、勝浦市民があまねく受益をこうむっているわけですよ。つまり、九十七、八%は加入していますから、同じ市民の中で本当に申しわけないのですが、まだ未給水区域のところはあるんだけど、しかし、大部分、九十六、七%は給水されているんです。これは、まさにここにいかにも水道事業会計じゃないからといって、他会計から繰り入れるといったって、政策選択の問題なんです。

市民が毎日使う、命にかかわる。水がなかったら生きていけないんですから、こういう大事な水が、残念ながら、現時点で県下一、高い料金だと。これを少しでも軽減して、市民の暮らしに寄与するという政策的な選択をとるかからないかの問題です。市民課の窓口で住民票をとるとか、届け出るとか、そういう特定の個人が受益する問題と違うのです。あまねく勝浦市民の圧倒的多数が水道に加入しているわけですから、ここにこっちの会計から持っていったって、ちっとも文句はないということだと思いますよ。

そういう点からすると、何回も何回も繰り返し言っているように、国保税と水道料を何とかしてくれないかと切実な市民の叫びにこたえるという政治姿勢を持つか持たないか。金はあると私は思います。そういう点で、再度答弁をいただきたい。

さっきの答弁で、そういう余裕はないと、こういう話でした。経営努力と経費節減で水道事業を運営していったって、市民負担にならないように努めていきたいと、こういう答弁だった。では、勝浦市の水道事業の経営努力って、どんな努力ですか。何回、経営努力やっていますか。今の時点まで、すごく経営努力していると思いますよ。佐野の浄水場だって全部委託しちゃったり、人間はどんどんカットして委託事業に回したりしているでしょう。経費節減といったって、経費をこれ以上、どういうふうに水道事業の中で節減しますか。具体的に出してください。それで経費節減と経営努力でどれだけプラスの利益が出てくるか。こんなものは、逆さにして振ったって鼻血も出ないでしょう。勝浦市の水道事業は、今、経営努力と経費節減をどんどんやって、とことんやり切っちゃっているんじゃないんですか。経営努力はまだ若干あるかもしれないけど、これは期待できるような話にはならないと思います。そういう点もぜひお答えをいただきたいと思います。

次に、農業問題であります。今の答弁では、前年度の登録農家戸数、約1,200世帯、そのうちの72戸、6%しか補助金もらえないということです。大太鼓、小太鼓、金までつけて鳴り物入りで騒いだのがたったの6%しか農家が補助金もらえないというのは、どういうことなのか。

答弁が、何ですか、抜本的な見直しを望むと。望むだけかと言いたくなっちゃうわけですよ。

今、このパンフレットで市内の農家に対して説明会が始まっていると思うんだが、どの程度やっていますか。その説明会の中で今、どうですか。私が聞いた限りでは、農家の人たちは何じゃこりゃって、かんかんになってますよ。だから、望むということだけにとどまらず、山間谷津田、中山間はみんな共通しています。勝浦だけじゃない。この間、聞いたら、安房郡においてもそうだ。長生郡のほうに行ってもそうですよ。一方で、減反しろ減反しろというから、山間谷津田から減反していったって、それが耕作放棄地になっちゃっていると。そこには出せませんよということですが、山間谷津田を今や高齢者になった農家の人たちが、また耕して、おこし直して植えられますかというんです。植える誓約書を書いて市に出せば、補助金出してあげます、誓約書どおりにやらなかったら、出した金を返せというんですか。減反しろというから減反したら、今度は荒らしているから出せないと。そんな農政はない。だから、それぞれの市長や関係する人たちが国に対して、少なくとも南房総の山間谷津田を持っている地域の農業を営んでいる人たちがこういう実態だということを、県を通じてでもいいし、直接国でもいいし、実態を披瀝して、この制度をどうしてもやるというんなら、改善方を求めるようにアクションを起こすというところぐらいやってくれなければ、農民の味方とは言えない。その辺の気持ちとやる気があるかどうか、改めてお聞きしたい。

さっき市長は、前段者の質問に対して、市長個人としてはどういう考え方を持っているかと言ったら、福祉と教育と環境の3本柱。そのほかに、今のこの厳しい1次産業をどうするかというのは、その3本柱を取り巻くのは産業問題だと、こう言っているわけですから、これは特に国に対して改善方を求めていくということを、ぜひやってもらいたい。その点の答弁をいただきたい。

次に環境問題ですが、これは勝浦市がというよりも、今までの経緯を振り返りますと、去年、一昨年の7月28日に勝浦市議会として水野議長のときに、全会一致で意見書が発せられました。その次に去年の5月28日に市が意見書、回答書を出しました。去年の6月5日に市が追加して意見書を出しました。それが行政と議会側のアクションであります。そこで、今度はその意見書を出した中での市の文言を見ますと、最初に出した千葉県から意見を求められた回答についていろいろ言っていて、結局、結論的に千葉県の地層については、太平洋側から東京湾へと傾斜していると言われているために、地震発生時において施設が損壊した場合とか、建設計画の北西部に位置する本市上水道の水源に対する有害物質等の浸出水による地下浸透への影響や、近隣に浄水場の配水池及び学校保養施設や保育所、小学校があり、粉塵の飛散及び悪臭等による人体に与える影響も懸念されます。以上の観点から、本市への当該計画は好ましい施設とは認めがたいと考えますという結論を出して、答申出したわけですね。つまり、行政としては、そして市民の代表たる市長としては、この施設は反対だという意思表示を公にはっきりしたわけですね。

さっきの第1回目の答弁では、しかし、市段階でのこれを阻止する法的な手段は持ってないと。それで言い放しの答弁だったんですね。それは私も承知していますよ。だから、その上に立って、どうすべきか。あらゆる可能な限りの方策を調査、研究し、市民と力を合わせて、市長が先頭に立って、あらゆる機関に再度訴え、これは勝浦市の観光業や、あるいは水産業を中心とした商工業の発展や、市民の毎日の暮らしにプラスにはならないよということを訴えて、お引き取り願うということに努めるべきだと思うんですよ。法的な手段がないということは知ってますよ。法的な手段というのは、つまり、現行法ではこれの法律違反だからやりなさいとは言えないと、こういうことですね。じゃあ、どうするかということなんですけど、その点、どう考えるのかというのを再度お願いしたいわけです。

私が地元の人たち、つまり鵜原や吉尾や、あるいは守谷の人たちを頭越しに言う立場にありませんが、いろんな運動が展開されています。市長はさっき環境問題を3本柱の一つに上げているわけですから、もう一つの市としての対応は、地元が一生懸命になってビラをつくり、あるいは、いろんな会合を開き、あるいは、いろいろ看板立てたり、金かかっていると。この間、ビラをもらいましたが、非常にいいビラができています。これだって、例えば独自でひな祭りでもいたんですか。全市民に協力してもらって、このビラをまくとか、場合によっては、勝浦以外の観光客として来るであろう人たちの地域に行って、あるいは東京の駅頭だって構わないけど、まくとか、それには一々金かかるわけで、そういう運動に対する補助金らしきものを組んだというのを聞いておらないんですけど、今まで補正かなんかで組んでいれば紹介してもらいたいんですけど、組んでないとすれば、市議会だって全会一致で決議出しているんだし、市長だってやっているわけですから、きれいな森と海を守るんだと、こう言っているわけですから、そのくらいのことはやってしかるべきだろうと思うんですが、その点についての考え方。今すぐ

やれとは言いませんけど、そういう検討するようなことが発想としてないかどうか。

私が勝手に言っちゃって、権限外だよと、そんなこと勝手に言うと言われるかもしれないけど、万が一、最終手段として地元の人たちが、これはどうしてもだめだ、訴訟を起こすんだというようなことが絶対に起こらないとは言えないと思うんですね。その場合に、新聞なんかに出ている旧海上町の判決だとか、あるいは、富津で安定型が最高裁でだめになっちゃったら、今度は管理型で再度申請が出されたとかって新聞に出てましたね。そういうことなどがあることを踏まえれば、最終的には訴訟という手段に地元は訴えるかもしれない。

そういった場合に、勝浦市はそれに対してどうバックアップするのか。どういう態度を市としてはとるのか。それは被告と原告との関係で直接市は関係ないからといってそっぽを向くのかということをお願いしたい。

だから、そういうことも含めて、市は積極的な前向きな姿勢で対応していくべきだろうと思うんですが、その点について考え方を、見解を求めたいと思います。

最後の医療圏の問題ですが、これはあんまり役に立たない。夷隅郡市の医療関係の代表者が、この計画に反対とは言わないけれども、こんなものは投資の無駄だとか。国吉病院がいすみ医療センターに衣替えしたんでしょう。勝浦市は塩田病院という民間の病院がある。近くには鴨川に亀田病院がある。長生病院だの、成東病院だの、東金病院にこっちから行きますか。みんな塩田か亀田か、もうちょっと近隣で用を足せるんだから、無理やりに山武、長生、夷隅郡市を一本化して、そこへヘリコプター飛ばすんだか何だか知らないけれども、それでもって、あえて集中させるということはいかがかと思うんだけど、これは答弁要りません。私ももうちょっと深めて研究してやっていきますので、再度、市長に見解を伺いたいと思います。以上です。

○副議長（八代一雄君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。財政問題で前年度から比べますと、地方交付税で3,000万円増加している。あるいは、臨時財政対策債で1億6,000万円増加している。そういうものを使いながら、積極的な財政運営をしたらどうかというご意見でございますけれども、今年度当初予算にも文化会館の関係の解体設計であるとか、設計関係で5,364万8,000円計上し、また文化会館の基金、いわゆる貯金の部分で5,000万円、当初予算で都合1億407万1,000円、計上しておるところです。

さらに、今後見込まれる行政需要とすれば、解体設計が終わった段階で解体工事費が今年度早い時期に計上しなければならない。あるいは、勝浦中学校の耐震大規模改修工事も平成21年度、平成22年度の2カ年ということで、今年度は工事費の大体9割相当分を予算として見てございます。2億1,159万1,000円。また、民生費におきましては、生活保護費等の扶助費関係が伸びております。こういうような今の状況の中で、今後の財政需要というものも十分検討した中で健全財政を堅持したいと考えております。

もう一点、まちづくり交付金の関係でございますけれども、まちづくり交付金につきましては、先ほど市長の答弁ございましたけれども、国土交通省が今回、新しい総合交付金制度に変わるということで、おのおのまちづくり交付金、あるいは地域住宅交付金、関係各課から県を通じて、今、情報を集めておりますけれども、国会の審議等もあつてなかなかはっきりした情報を伝えてもらえない状況でございます。ただ、市長の答弁にもございましたように、官公庁向け

の専門誌といいますか、官庁速報という、これは長い伝統のある、行政関係では非常に信頼のある発行元の情報によれば、今までのまちづくり交付金のものについては、新交付金に吸収される、現行補助金を活用した新規事業を計画している自治体には配慮する方針を固めたと言っております。具体的には、まちづくり交付金では4割というものが見込まれるわけですが、先ほど市長の答弁ございましたように、その辺を国から示される要綱等で再度確認した上で、その辺の裏づけをとった段階で、早くて6月ぐらいにその財源を見込んだ予算関係の財源充当、あるいは、市債を減らすと。借金を減らして、その財源を充当するようなものを6月に考えておるところでございます。以上です。

○副議長（八代一雄君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。税率の改正の関係でございますけれども、現段階におきましては、確かにある程度予定しておる面もございますけれども、5月の各種負担金、また税の確定等の状況を待って対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、資格証の関係でございますけれども、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、高校生世代以下に対しまして6カ月以上の短期保険証を出すということで、現在、国会のほうに法案が提出されていると聞いておりますので、この法案が通りますと、7月1日施行ということで情報のほうは伺っております。以上でございます。

○副議長（八代一雄君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 子供に対する医療費の助成の関係でございます。議員おっしゃられましたように、私どもも新聞等で県の動向等を承知しておりますけれども、ご承知のとおり、勝浦市では乳幼児医療費支給事業に加えて、本年度に学童医療費助成ということで、小学校3年生まで拡大した。今回、県が、長期的には中学生まで拡大というようなことでございますが、平成22年度には12月から小学校3年生まで拡大するというので、我々にとりましても朗報でございます。

この件につきましては、勝浦市では平成21年度予算規模からしますと、医療費助成に対して約2,400万円強の経費を投入しているわけでございます。ここで勝浦市と同じ規模まで県がやってくれるということでございますので、ある意味では、議員おっしゃられましたように、今の予算枠をそのままにして考えますと、当然、その分が活用できるだろうということはよく理解できますし、もう一つには、県の助成といいますか、補助率が2分の1ということでございますので、全額ということではございませんけれども、この制度につきましては、子供の健康保持や、あるいはご家庭への支援、子供の育成の支援という観点で非常に大切な制度だろうということで考えております。

今後、県の動向、あるいは予算状況等、十分勘案しながら、この制度の方向性を見定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（八代一雄君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、県内水道検討委員会関係のものでございますけれども、概略につきましては市長が答弁いたしましたとおりの内容でございます。その中で、統一後も、料金については10年間は現状のままという内容となっております。これにつきましては、料金だけをとりますと、確かに統合されてから10年間ということはすごく長い先の話となります。ですが、統合によるメリットと申しますと、組織統合によりまして施設の運営等がい

ろいろショートカットと申しますか、経費の削減につながると。そういうものを含めた中での総合的な県内水道のあり方の検討ということでございます。ですので、議員おっしゃられるように、端的に料金が下がるかというと、そういうものではございません。

次に、高料金対策でございますけれども、私も過去の答弁の中で高料金対策につきましては法定内で繰り出せる補助金についてのみ答弁したかと思えます。ですが、県内の高料金で苦しんでいる事業体に対して、県が独自に補助要綱を定めてございます。ただ、これにつきましては県だけが出すのではなくて、県も出しますけれども、市町村も応分の負担、要するに半額は負担してくださいと、そういうシステムでございます。勝浦市におきましては、いろいろ一般会計の財政事情等考慮いたしまして、結果として補助金を受けてないという状況でございます。

その対策として、経営努力によって対応していきたいという答弁を申し上げてございますけれども、これにつきまして、当初予算の説明の中で収入が3%減ると。その中で支出についても1.7%減ると、そういう説明をしてございます。確かに議員言われるように、私どもも部分委託とか、そういうもので経営努力は重ねてまいりました。しかし、まだまだ自分たちで経営の縮減ができるものはあると思えます。また、それに向かって進んでいかなければ市民への負担が増えるという考えを持っておりますので、当初申し上げましたとおり、さらなる努力で、現状以上に負担の増えるようなことはしたくないと考えております。今後も努力していきたいと考えております。以上です。

○副議長（八代一雄君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、戸別所得補償制度モデル対策の農家への説明について申し上げます。これまで2月16日に勝浦市土地改良区総代会において、また、2月2日には認定農業者懇談会においても制度を説明しておりますが、農家全体につきましては、米の営農計画書を3月15日月曜日、16日火曜日になりますが、上野地区、総野地区の各農家組合長さんに配布いたしますので、その席でパンフレット等を持ち寄りまして、この制度の説明を図る予定でございます。なお、この際には国の出先機関であります農政事務所にも出席していただいて説明をいただくことになっております。

ただ、この戸別所得補償制度の加入申請書、あるいは耕作してない土地の改善計画書の書式等がまだ正式には決まっておりませんので、これらの書式が決まり次第、これは3月下旬か4月になるとは思いますが、再度、周知をしたいと考えております。以上です。

○副議長（八代一雄君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 国保の問題は、市民課長が若干申し上げたと思うんですが、我々としては、市民生活の大変なことを承知で現在も取り組んでいることはご理解いただけたと思います。しかも、当初予算編成にあつては、現在までの財政調整基金をつぎ込んで、税率の安定を行っていると。したがって、今後の決算を踏まえた状況を見て、今後の対応を考えていく、そういう努力をしているわけですので、その辺の私たちの態度もご理解いただきたいと思います。

決して、諮問の内容について、答申をいただいたことについて、それを軽んじるとか、そういう気持ちは一切ございませんし、少なくとも私の態度がもしそういうふう to 受け取られる節があったとしたら、私は非常に残念に思います。

農業の戸別補償の問題は、この補償制度が新聞紙上に載ったときに、この問題だけで日本の今の農業の問題を解決できる問題ではない。これは一時的な経過の問題であつて、これをもつ

て日本の農業万々歳というものではない。しかも、その後、経過を聞きますと、わずか6%にすぎないということを聞けば、なおさら、これは大変である。

話が長くなりますが、私が市長に就任して、各区ごとの懇談会をやりましたときに、農業問題について、皆さんが今の政府の農業政策に追随してきた結果が今のこの皆さんが置かれている農家の姿なんです。非常に困っている姿が国のとった農業政策の結果ではないですか、だから、我々はそれに向かってもっと目を開いて考えていかなければならないと思いますよといったときに、総反発を食らった。おれは政府の意向に従ってやってきたんだ、それを間違いだという市長はわからないという話をされました。しかし、現実として農政の貧弱さが、現在のこういう事態を招いていると考えています。

したがって、国会での議員、代議士たちの大きな力を発揮して、国会においても農業再生のあり方について、基本から討議を重ねていただきたい。当然、この問題については、私個人においても直接、政府与党の議員にお会いして要望してまいりたいと考えております。

環境問題についてでありますけれども、これは長くかかるであろうと。行政としての打つ手ももっと考えなきゃいけないし、最悪にして、法廷闘争というようなことまでも想像した上で、いかに対応すべきか、具体的に他の市町村がとっている政策、対応策をまず我々は検討し、加えて、長期に備える準備をすべきだ、私自身、そう考えております。法廷闘争で勝つには、それだけの大きな陣容を整えるということになれば、市民の応援も必要でありましょうし、また、市としても外房地域の観光、自然の保護という意味でも許せることではないのですから、考えていかなければいけないという考えでおります。それは、市をあずかる人間としては、当然の判断であろうと考えます。県に赴き、反対の意向であるということを即刻申し上げてきた私の気持ちは、今現在でも変わってはいないということを申し上げたいと思います。

水道の問題についても、今、担当課長から説明がございました。私は、例えば九十九里、南房総が部分的統合になったとしても、まず現在の料金を上げるということには絶対に反対であるし、それは全く認めがたい。現在の県水一本になっても、県北部の水道料金が南房総から比べれば格安になっている。しかしながら、県北部の住民は統一に反対であるという意見が多いようですけれども、それは私たちとしては、あくまでも市民生活に格差を生じせしめないようなものが県政であると考えて、それは最後まで主張を貫き通すという考えでおります。以上です。

○副議長（八代一雄君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（八代一雄君） 以上で児安利之議員の質問を終わります。

散 会

○副議長（八代一雄君） これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

明3月5日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時１２分 散会

本日の会議に付した事件

１．一般質問